

最近、国際養子縁組に出される子どもは、年齢が高く、病気を抱えている子どもが増えているので、個人だけでその子どもをケアすることが難しい傾向があり、個人的養子縁組が理想的なものではなくなっています。むしろ、個人的養子縁組が残っていることが問題ではないかと思います。フランスに来る子どもの63%が5歳以上の子どもや、きょうだいで来る子どもですし、障害のある子どもも多くなりました。そういうタイプの養子縁組は複雑ですので、寄り添いと支援が必要となります。とくに、ロシアから来る子どもには、病気の子どもの多くいて、しかも、そのほとんどが、現地でサポートされていなかった個人的養子縁組でした。中国から来る子どもの養子縁組は、サポートをされていた子どもが来るのですが、心臓病や三ツ口の子どもの多くいます。

## 6) 国際養子縁組の手続

■**養子縁組の申請に必要な書類**：それは、子どもの出身国が求める書類を提出するということですので、国によって求められる書類が違います。したがって、書類の作成に関する指導は、ここ、国際課でしています。どんな書類を集めるのか、養親に指導します。

■**ハーグ条約に基づくマッチング**：国際養子縁組では、マッチングは子どもを送り出す出身国がします。私たちは、養親の書類を子どもの出身国の中央当局に送りますので、そこで検討され、子どもに合った養親志願者が選ばれます。ハーグ条約では、出身国がその子どものために選んだ養親に、「この子どもではどうですか」という提案することになっています。その提案に養親候補者が合意すると、手続きをさらに進める承諾書に受入国と出身国の当局が共同サインをして、縁組手続きが進められます。養親候補者が出身国の提案を断わった場合は、出身国は別の家族を検討することになります。

出身国の側から、「この子どもの家族を探して下さい」とこちらが要求されることもあります。そういう場合は、年齢が高いとか、なにか障害のある子どもですので、AFAは、委員会を組織して、心理士、医師などが入って、その子どもの養親家庭を選ぶ仕事をこなっています。その結果、選ばれた養親の書類を子どもの出身国へ送り、出身国が合意すれば、その子どもの養親候補者が決まります。

■**養子縁組の審判手続き**：ハーグ条約では、国際養子縁組を子どもの出身国において成立させてから受入国に入国する形が多いのか、ということでは、すべての国が、現地で養子縁組を成立させてから、フランスに来るわけではなく、いくつかの国は、その子どもを養子縁組前提で養親家庭に委託するという形で、子どもは入国します。その場合、フランスにきたその子どもは、一定期間、養親家庭で生活し、その間、あっせん機関はその子どもと養親家族の状態をフォローし、その報告書を出身国に送ります。それを見て、出身国がその養子縁組手続きを進めてよいという返事があるとき、司法手続をはじめます。例えば、フィリピンは、そのタイプの国で、6ヶ月間の養育期間を経て、出身

国から行政的証明書が出されると、その子どもの司法手続きが開始されます。

司法手続は、養親家族が住んでいる地区の大審裁判所に養親が申請して行ないます。養子縁組に関わる裁判官は家事判事です。

■**子どもの入国ビザについて**： ハーグ条約の場合、その子どもの養子縁組が行政または司法機関の手続きに基づいて子どもの出身国で成立したときに、ハーグ条約に則した証明書を出身国が発行します。その証明書を得て、養親家族は、現地のフランス大使館や領事館へ行って、その証明書と必要書類を提出します。それには、養親の認定証、養子縁組の司法または行政機関による縁組が成立したことを証明する書類が含まれます。それらすべての書類が大使館や領事館でチェックされて、問題がなければ、フランスの中央当局からビザの発給の許可が下りる仕組みになっています。

ビザの発行が拒否される場合は、必要書類が欠けている場合です。そういうことが起らないように AFA も民間団体も注意しますので、拒否されることは、ほとんどありませんが、個人的養子縁組には、そういった不都合が起ることがあります。

## 7) 国際養子縁組のフォロー

■**国際養子縁組後のフォロー**： フランスでは、外国から来た子どもを義務として 6 ヶ月間は必ずフォローしなければなりません。子どもの出身国とフランスの二国間条約で 6 ヶ月以上の長期のフォローが取り決められているときには、その期間をフォローします。AFA が仲介して養子縁組が成立した子どもは、県の ASE 機関の養子縁組課にいる AFA の派遣員がフォローします。養子縁組認可団体 OAA によって成立した養子縁組では、OAA の職員がフォローします。多くの国は、縁組成立から 2 年～5 年のフォローを要求しています。私たちはそのくらいが適当ではないかと思いますが、国によっては、成人するまでフォローを要求するところもあります。ロシアとアフリカ諸国には、そのように要求する国があります。その場合は、詳しいレポートが要求されるのではなくて、簡単に子どもの様子を伝えればよいという国が多いのです。

■**ハーグ条約の非批准国の親族間養子縁組のフォロー**： この場合、個人的養子縁組を許可している国と許可していない国に分けられる。前者の場合は支援されていません。家族が勝手に手続きをしているので、受入国としては支援できないということで、フランスの中央当局は、最終的に、入国を許可するビザを出しますが、その後のフォローは、国家間の取り決めがないのでしていません。

個人的養子縁組を法律で認めない国の場合は、AFA や OAA がフォローしています。例えば、ロシアは、最近、フランスとの 2 国間条約で、個人的養子縁組を禁じました。そのため、親族間の国際養子縁組でも、民間団体を通さなければ行なえなくなりました。

**事例：**4年前にフランスに住んでいる日本人夫婦が日本にいる親族の子どもを養子にしたいというケースをここに持ち込んできました。それを、結局、私たちは支援できませんでした。なぜなら **AFA** が対象とする子どもは、その子どもの属する国がハーグ条約に入っていることを前提としているからです。このケースは、在日フランス大使館が介入したケースでしたが、日本人夫婦はフランスの養子縁組の認定証を取得していましたが、日本の国の養子縁組の許可がないために、例外として **AFA** が対応することができなかつたのです。最終的に中央当局が対応することになったようです。記憶が明確ではありませんが。

配偶者の子どもを養子にする場合には、国際養子縁組機関の許可を必要としません。

## 8) 養親が負担する縁組の費用

**AFA** が仲介する養子縁組は費用請求していませんが、**OAA** が仲介する場合は、1000～5000 ユーロの事業費分担金とす。他に書類の翻訳、弁護士料と通訳への支払い等が加わって子どもの国によって 6000～7000 ユーロを養親候補者が負担し、多いときには、20000～25000 ユーロもかかることがあります。さらに、渡航費や現地の滞在費がそれに加わります。国によって滞在費が非常に高い国もあります。これらの費用に関する情報は、中央当局のサイトで公表されています。

フォローにかかる費用は、**AFA** を通して養子縁組が成立した場合には、公費で負担しますので、家族に費用請求していません。民間の場合、公的援助がないので、養子縁組をした家族が負担しています。

## 9) 養子縁組記録の管理と保存

**AFA** を通して行われた国際養子縁組は、この機関が書類を保管しますが、養子縁組が成立した子どもの書類は中央文書館で保存しています。**OAA** では、**OAA** の責任において保管場所を定めています。**AFA** を通して縁組が行われた子どもが、養子縁組記録を見たいと言ってくる場所はこの機関です。

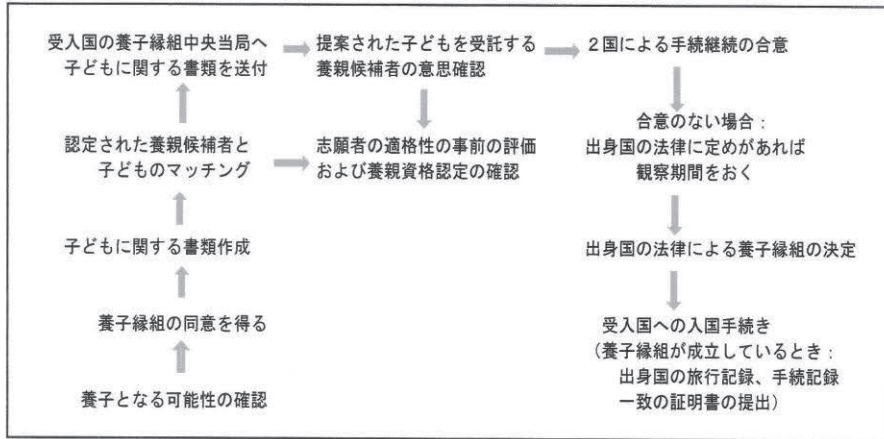
以上で **Del Moral** 氏のインタビュー報告を終わる。

以下では、ハーグ条約の枠内で行われるフランスにおいて行なわれている国際養子縁組の手の流れをフランスの研究者 **Marianne Schulz** と **Corrine Doublein** がその著書においてより詳しく示しているので紹介する。

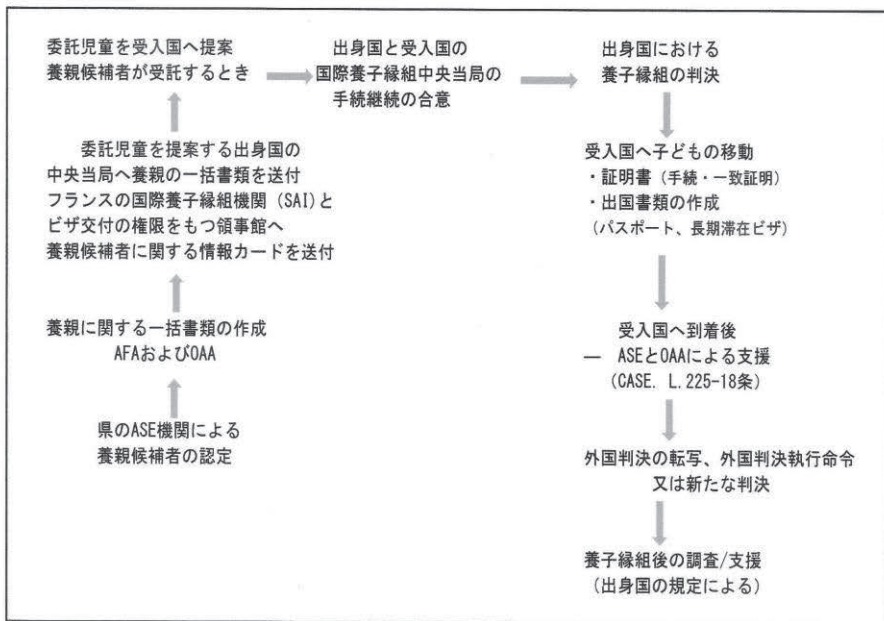
資料2

国際養子縁組に関する子どもの保護と協力に関するハーグ条約(1993年)の枠内の

A. 出身国から受入国への子どもの入国までの手続きの流れ



B. 養親志願者に関する手続きの流れ



AFA=Agence française de l'adoption (国の公益法人)

OAA=Organismes Autorisés et habilités pour l'Adoption

(私法の法人で養子縁組仲介活動を県と外務省から許可された民間団体)

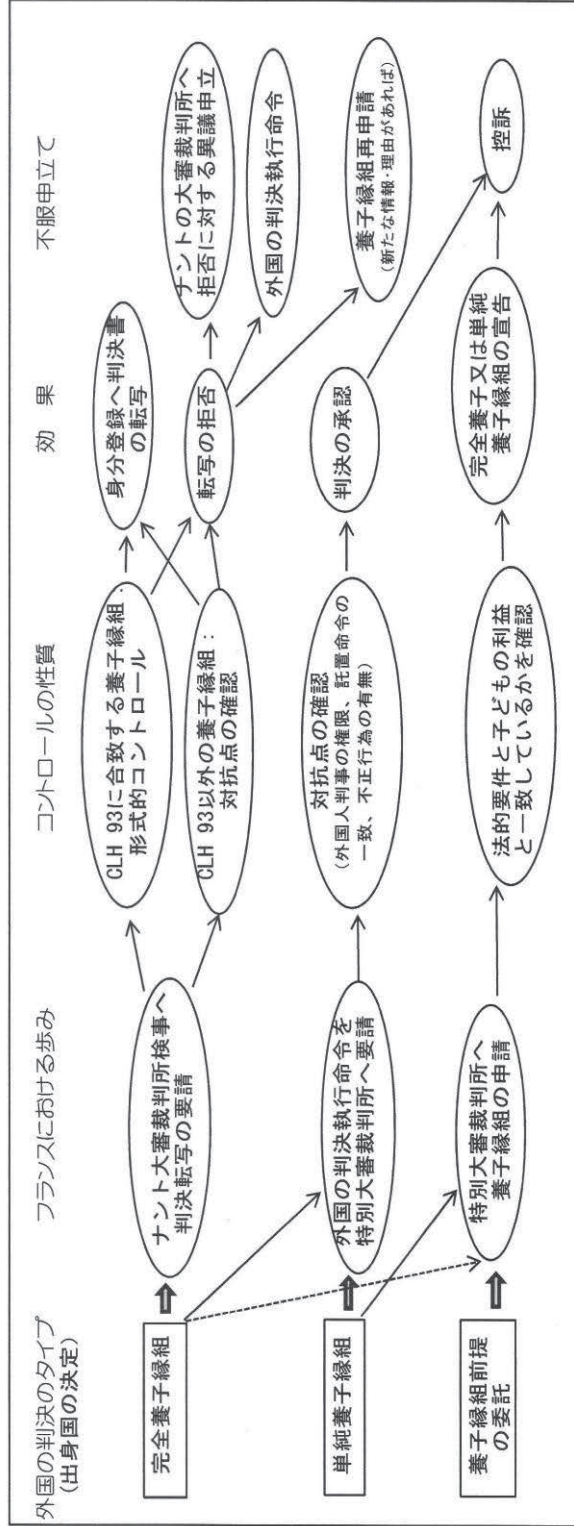
ASE=Aide Sociale à l'Enfance (県会のもとに組織された児童社会援助機関)

CASE=Code de l'Action Sociale et de Familles(社会支援/家族法典)

出典：Marianne Schulz & Corrine Doublein, *Droit et pratique de l'adoption*. p.227 Berger-Levrault, 2013

C. フランスにおける外国判決承認の要約的流れ

資料2



記号の説明：  $\Rightarrow$  主要な進路       $\dashrightarrow$  二次的進路

$\rightarrow$  外国の権限ある機関で決定された養子縁組は、原則として新たな完全養子縁組申請の対象とすることを禁じている。ただし、その申請があるとき、裁判所は職権で取り上げることができる。

CHL 93 = 国際養子縁組に関する子どもの保護と協力に関するハーグ条約 (1993年)

出典： Marianne Schulz & Corinne Doublein, *Droit et pratique de l'adoption*, Berger-Levrault, 2013, p.236.

## 2. AFA の派遣員 Monique Castronovo 夫人のインタビュー報告

2014年4月4日午後、パリ県のEPAにおいてAFAの派遣員M. Castronovoさんからうかがった話を1と重複する部分を除いて報告する。

### 1) 国際養子縁組の減少と子どものタイプの変化

最初にお話したいのは、国際養子縁組に関する1993年のハーグ条約の普及によって国際養子縁組に出される子どもが非常に少なくなったことです。なぜかといいますと、それは子どもの権利をもっと守るという立場から外国の養親に委託する子どもは、それ以外に方法のない子どもきり外国へ出されなくなったためです。そのため、子どものタイプが大きく変わり、5、6歳以上の子ども、きょうだい、そして健康上の問題のある子どもで、しかも症状の重い子どもが多くなったことです。

### 2) 外国の子どもと養子縁組するための3つのルート

私の仕事は、外国の子どもを養子にするために3つの方法があることを、情報提供集会において養子縁組希望者に説明することです。

1つ目は、公立機関 *Agence française de l'adoption* (AFA) を通して行うことです。

2つ目は、民間の養子縁組認可団体 (OAA) を通して行うことです。

3つ目は、これらの機関の援助なしに個人的に養子縁組をすることです。それを *adoption individuelle* (個人的養子縁組) と言います。これは、ハーグ条約に批准していない国の機関に直接養子縁組のあつせんを個人的に申し込むという形で行なわれます。ハーグ条約に批准しますと、養子縁組は国と国の協力にもとづいて手続が進められるので、個人的ルートでその国の子どもと養子縁組ができなくなります。

- ・ 養子縁組認可団体 (OAA) の場合 :

パリ県が県内の活動を許可している OAA は、現在 29 団体ある。OAA に子どもの委託を申し込んで、受理される養親志願者には、結婚したカップルの割合が高く、独身者の割合が低い傾向がある。OAA は、夫婦の方が家族として安定していると考えからである。

- ・ 公立の国際養子縁組あつせん機関 (AFA) の場合 :

AFA が介入する国際養子縁組では、志願者は認定証を得ていれば、独身でも、同性カップルでも、出身国さえ、それを認めれば、AFA へ外国の子どもの養子縁組を申し込むことができる。OAA では、団体の事業費分担金を養親志願者に請求できるが、AFA では無料。ただし、書類の翻訳料は有料となる。

AFA も OAA も、養子縁組成立後または養子縁組前提の委託後、出身国が求める条件で委託後の調査報告が義務づけられている。

- ・ 個人的養子縁組の場合 :

養子縁組に関する外国の情報は、外務省内にある養子縁組中央当局が現在、35

か国の情報を無料で提供している。中央当局は、養子縁組の認定証をもつ養親希望者が外国の機関へ個人で申請するとき、申請書類の作成の指導があり、中央当局に登録される。ただし、指導されたすべてが登録されるわけではない。

個人的養子縁組は、ハーグ条約に批准していない国の子どもの養子縁組を弁護士や社会福祉機関に支援されて手続を進めている。OAA や AFA に申し込んで断られるので、そうせざるを得ないという事情もある。

### 3) パリ県における国際養子縁組に関する 2013 年度の統計

2013 年度の養親家庭への委託	81 人	養親の 73% が夫婦、27% が独身者
うち、AFA が委託した子ども	13 人	子どもの年齢：
OAA が委託した子ども	28 人	1-3 歳 65%， 3-6 歳 16%，
個人による養子縁組	40 人	6-7 歳 8%， 1 歳未満 11%

以上で、AFA の派遣員のインタビュー報告を終える。

## VII 章 考察 一 日本への示唆

以上の訪問調査と文献研究を通して、今後の日本の養子縁組あっせん制度を構築するために気づかされたいいくつかの課題を取り上げて考察したい。

### 1. 養子縁組の可能性について

養子縁組計画を立てる前に、どの子どもにどんな条件があれば、養子縁組が可能なかということが明確にされるならば、養子縁組あっせんに携わる機関は、その子どもの養子縁組計画に迷わず取り組むことができる。

フランスでは、県の児童社会援助機関 (ASE) が、国家被後見子 *pupilles de l'Etat* という特別な法的資格 *statut judiciaire* で保護した子どもを、養子縁組が合法的に可能となる子どもと定め、完全養子縁組の対象と一つとしている (民法 347 条 2 号)。この国家被後見子の法的資格をどのような条件で認めるのかということを民法ではなく、社会家族支援法 (CASFL.224-4 条) に定め、その条件を満たす子どもを県の行政庁の代表である県会議長が国家被後見子として受理し、それらの子どもの養子縁組前提の委託を進めるために養子縁組あっせん制度が整えられている。

日本にも、児童相談所の措置で、様々なタイプの子どもが施設や里親家庭で保護されているが、親が養子縁組を希望する場合は別として、どの子どもに養子縁組が可能なかという判断を分かりやすく定めた規定がない。要保護児童のために創設された特別養子縁組では、その成立要件を「父母による養子となる者の監護が著しく困難または不適当であること、その他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要がある

と認められるときに、これを成立させるものとする」(民法817条の7)と定めているが、その判断は家庭裁判所の裁判官に委ねられているが、子どもの養護措置を決定する機関にそれを判断できないとすれば、養子縁組を進めることは難しいのではないだろうか。

Schulzらは、国際養子縁組をハーグ条約の枠内で行なう場合、出身国の行うべき最初の手続きを「養子となる可能性の確認」として示している。フランスの場合、その判断を裁判官に委ねるだけでなく、児童社会援助機関の立場からも判断できるようにしているということだ。養子縁組あっせんを前提にした養子縁組では、その判断を事前にできるようにすることが必要なのではないかと、気づかされた。

## 2. 養子縁組あっせん手続における親の同意

Schulzらは、ハーグ条約の枠内で行なわれる国際養子縁組では、「養子縁組の同意を得ること」を「養子となる可能性の確認」の次に行なう出身国の手続きとしている。

フランスでは、すでに詳細に述べてたように、父または母が、児童社会援助機関へ子どもを引き渡すときには、「子どもを養子縁組前提で引き渡すことに同意する」という文面で同意を与えることになっている。親が認知しない子どもを生みの親が民間団体へ引き渡すときには、「子どもの養親を団体が選定することに同意する」という文面で生みの母が同意を与えている。これらの同意は、機関が選んだ養親候補者へ子どもが委託された後には、子の認知も引取りもできなくなるという親権喪失の効果を伴っている。そのようなことにコンセンサスを得て、生みの母は同意書に署名することになっている。

このような親権の喪失を伴う同意を1996年のICSWの養子縁組のガイドラインでは、「養子縁組のためのレリンクイシュメント (relinquishment 親子関係の終了と親権の譲渡する決断)」という言葉で表わし、その決断をする実親に、行うべき機関の支援を定めている。それは、「レリンクイシュメントをする実親の決断が撤回できなくなる前に、実親に再考のために十分な時間をそれぞれの国の法律は与えなければならない」ということである(養子と里親を考える会、2001)。フランスは、その期間を2ヶ月としている。

日本では、養子縁組のあっせんの手続として、親権放棄の効果をもつ同意手続きを定めていない。特別養子法では、養子縁組が確定されるまで(入籍するまで)、親に親権があるので、その必要がないからではないだろうか。

しかし、養子縁組あっせんを通して行なわれる養子縁組では、いつまで親に親権を認めるのかということは重要なことではないだろうか。子どもを迎える養親候補者には、親に親権があることは、養子縁組の撤回や子の引取りの不安があることというであり、養親家族と日々関係を深めていく子どもにも不安定などちつかずの状態に置かれるからである。養親の家庭に委託された日から、その家族へ様々な社会的経済的援助が保障されるフランスと、それが無い日本は、この親の親権のありように影響されているのではないかと、考えることもできる。

日本においても、あっせんを通して行なわれる養子縁組では、親の親権をいつまで認めるのか、同意手続をどのように法律で定めるのか、ということを検討した同意手続き



が必要なのではないだろうか。

### 3. 匿名出産で生まれた子どもの養子縁組と「このとりのゆりかご」の子ども

IV章とV章のインタビュー報告では、2002年に改正された匿名出産の制度がどのようなものなのかを知ることができた。匿名出産は、現在、保健衛生の観点からどんな女性でも医療施設において健康な状態で出産できるようにすることを目的とされている。だが、生まれたけれども、親が育てられないという子どもをどんな手続で養子縁組に結びつけるのか、その点が知りたいところであった。それをフランスでは、親が認知しない子どもは、親権を放棄された子として扱い、国家被後見子としてその子を受理すると、2ヶ月後には養子縁組前提の委託につなげ、一歳未満で養子縁組を実現しているということを知ることができた。それができるのは、遺棄された子どもには、直ちに後見がつけられ、選ばれた養親とその子どもの養子縁組に、後見機関が同意することによって、養子縁組前提の委託が進められるからである。

日本では、例えば、熊本の慈恵病院の「このとりのゆりかご」に遺棄され、児童相談所に引取られた子どもに後見を設置することができるならば、実親の現われるのをいつまでも子どもに待たせず済むのではないか。

フランスの国家被後見子の制度からは、とくに、遺棄された子どもに、直ちに後見をつけることの意味と必要を強く示唆された。

### 4. 養親希望者の認定について

養子縁組のための養親の認定と里親の認定は、フランスでは、全く別の目的で行なわれている。里親の認定は、多児養育の担い手となる家庭養育者を認定することだが、養親の認定は、養育者の適性や能力を評価するだけでなく、その養子縁組計画の妥当性を含めて、申請者の養子を受入れる適切性、養育力と適性等を評価して認定している。

また、養子縁組のマッチングには、養親希望者の認定書と認定過程で作成される家庭調査報告書が子どもと養親志願者のマッチングの資料として重要なものとされている。

日本では、養子縁組を希望する里親は、里親制度によって認定されているが、さらに認定のあり方を見直して、国際的評価にも耐え得る内容をもつ認定として、民間団体にも共用できるものとするとはできないだろうか。

### 5. 養子縁組事業の許可について

民間の養子縁組あっせん事業は、多くの国々で許可制のもとで実践されている。フランスの場合、民間団体は所在地の県へ届け出て認可を受け、他県において活動する団体は、他県の許可を得なければならないものとしている。国際養子縁組のあっせんを希望する団体は、さらに、出身国を特定して国の機関（外務省）からも許可されなければならないとしている。許可された団体は、国内で子どもを保護するとき、あるいは養親候補者へ子どもを委託するときに、関係する県へ報告することも義務づけられている。

日本においても、広域的に活動する民間団体は、所在地の県の許可だけでなく、活動する県の許可を得ることで、子どもの保護と委託の状況を県に報告し、県の監督を受けられるようにすることが適当ではないだろうか。

## 6. 国際養子縁組について

### ①スペシャルニーズのある子ども養子縁組

フランスには、養子縁組希望者が多いので、外国に養子縁組を目的にいく子どもはいないと言われるが、よく見れば、国内で養親家庭を見いだせない国家被後見子がかんり存在している。多くは年齢が高いとか、病気や障害のあることや、きょうだいがいるため養親を見いだせない子どもである。これらのスペシャルニーズのあるために、最終的に養親が見つからない子どもは、フランスでは国際養子縁組ではなく、主に里親家庭で中長期的にケアされての自立していく傾向がある。それらの子どもを受入れる里親家庭があるからである。養親家庭であれ、里親家庭であれ、スペシャルニーズのある子どもを受入れる家族の支援を強化することがどの国にも重要な課題なのではないだろうか。

### ②個人的養子縁組の問題

ハーグ条約の批准国が 90 か国をこえる国際的状況の中で、個人で行なう養子縁組を禁じる国が増えている。個人的養子縁組には、親族の子どもの養子縁組が含まれている。ハーグ条約では、締約国間で行なわれる親族間養子縁組では、受入国における委託後の子どものフォローが義務づけられている。起こりやすい問題を早期に発見し、関係の破綻を予防するためではないだろうか。フランスでは、ハーグ条約に批准していない出身国からくる親族の子どものフォローする機関がなく、日本からきた親族の子どものフォローできないという問題を指摘された。

### ③日本からの海外養子縁組について

海外養子縁組に取り組んでいる日本の民間団体は、2014 年度の調査では、いずれの団体もハーグ条約に準じて国際養子縁組に取り組んでいるということだが、海外養子縁組は非常に少なく、国内の涉外養子を優先する傾向がみられた。問題は、その活動が、国の権限ある機関の監督、指導、調整および情報提供を受けられる体制のない中で行なわれているということである。

総じて、日本もハーグ条約を批准し、国際的保護と協力のもとに国際養子縁組を国際的原則と規定に基づいて行なえるように国内法を見直し、体制を整えて、海外に行く子どもにも、来る子どもにも、二つの国の保護と支援を受けられるようにすることが適切ではないだろうか。

#### 参考文献：

ICSW スウェーデン国内委員会・スウェーデン養子縁組センター・ジュネーブ ISS 本部編「家庭で育つ子どもの権利 ― 国内・国際養子縁組および里親家庭養育に関する実務のガイドライン ―」養子と里親を考える会誌、新しい家族 38 号、2001 年（会のホームページにも掲載）

研究成果の刊行に関する一欄表

書籍（著書）

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
鈴木博人	(単著)		親子福祉法の比較法的研究	中央大学出版部		2014	1-367
野辺陽子	養子縁組と生殖補助医療	甲斐克則	生殖医療と医事法	信山社		2014	325-343

雑誌（論文）

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
林浩康	里親養育の社会化	里親と子ども	9号	64-72	2014
林浩康	社会的養護施策の動向と自立支援	教育と医学	740号	4-11	2015
白井千晶	全国養子縁組団体協議会の法人化1年を迎えて	里親と子ども	9号	37-42	2014
鈴木博人	ドイツの秘密出産法—親子関係における匿名性の問題・再論—	法学新報	121巻7・8号	163 - 212	2014
姜恩和	2012年養子縁組特例法にみる韓国の養子制度の現状と課題—未婚母とその子どもの処遇を中心に—	社会福祉学	55(1)	63-75	2014
姜恩和	養子縁組あっせんをめぐる論じられてきたこと—韓国の動向について	里親と子ども	9号	19-24	2014
姜恩和	予期せぬ妊娠をした女性の支援に関する考察：韓国の「未婚母子施設」を通して	人文学報社会福祉学	31	1-13	2015
野辺陽子	非血縁親子における「親の複数性・多元性」の課題—養子縁組における生みの親を事例に	比較家族史研究	(29)	129-114	2015
平田 美智子	養子縁組と里親制度 - 児童相談所と民間機関の連携のあり方—	和泉短期大学研究紀要	第35号	15-22	2015

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）

国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮した  
その実践手続きのあり方に関する研究  
平成26年度 総括・分担研究報告書

発行日 2015年5月31日

発行者 研究代表者 林 浩康

発行所 日本女子大学 社会福祉学科（林浩康研究室）  
〒214-8565 神奈川県川崎市多摩区西生田1-1-1  
TEL 044(952)6856